

大河原町最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大河原町が競争入札により建設工事の契約を締結する場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保することを目的として、財務規則（昭和51年規則第13号）第97条の規定に基づき、最低制限価格を設定して行う競争入札について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格を設定する対象工事は、競争入札に付する建設工事とする。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、当該建設工事の予定価格算出の基礎となった次に掲げる額（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を除く。）の合計額（千円未満の端数は切捨てとする。）に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9.0を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の7.0を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の3.0を乗じて得た額

2 特に必要があると認めるものについては、前項の算定方法にかかわらず、最低制限価格を当該建設工事の予定価格に10分の7を乗じて得た額から10分の9を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）の範囲内で定めることができるものとする。

(最低制限価格の周知)

第4条 最低制限価格を設定した場合は、入札に参加しようとする者に対し、当該契約に関し、最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。